

「認定鉄道事業者に対する認定の効力の停止等の基準（案）」について

平成21年2月20日
国土交通省

1. 概要

認定を受けた事務所の認定の効力の停止等については、鉄道事業法施行規則第25条の2に規定され、その実施については「認定鉄道事業者制度の取扱いについて」（平成12年11月17日付け、鉄保第159号、鉄施第166号）にて処分の方針を示してきた。認定事務所への立入り検査が一通り完了したことから、立入り検査で確認された事例を踏まえ、処分の方針を明確なものとし、より厳正な運用を図るため処分基準を抜本的に見直すこととした。

2. 内容

○取消処分の対象について

次に該当すると認められる場合には認定を取り消す。

- (1) 業務の能力の基準に適合しなくなった場合（軽微な場合を除く）
- (2) 業務実施規程に重大な違反をした場合
- (3) 業務実施規程の変更の承認を定める規定に違反した場合
- (4) 管理者の研修を定める規定に違反した場合

○停止処分の対象について

次に該当すると認められる場合には認定を停止する。

- (1) 業務の能力の基準に適合しなくなった場合（軽微な事案に限る）
- (2) 認定鉄道事業者が従たる事務所について講じなければならない措置に関する規定に違反した場合
- (3) 業務実施規程に違反をした場合（重大な場合を除く）
- (4) 業務実施規程の変更の届出を定める規定に違反した場合

○停止期間について

停止の期間は、原則として1年以下とし、基準に適合しなくなった事案又は規定に違反した事案の改善に要する期間等を考慮して、基本的に1年、180日、90日、30日の4種類とする。

認定鉄道事業者に対する認定の効力の停止等の基準の改正概要

認定鉄道事業者制度等の取扱いについて
(平成12年11月17日付け通達)

代表的な処分事案を「例示」

認定の取消

- ① 設計管理者が設計の確認を行うべきものについて、設計の確認を行わず施設の工事に着手した場合や、車両を事業の用に供した場合。
- ② 一般認定を受けた鉄道事業者が、竣工確認を行うべきものについて、竣工確認を行わず施設を事業の用に供した場合。
- ③ 設計管理者等が不在となった状態を放置していた場合。
- ④ 効力の停止が3度目となった場合。

認定の停止

- ① 認定基準に対する不適合を、指摘を受けたにもかかわらず、速やかに改善しないとき。
- ② 技術基準の不整備、教育及び訓練の未実施等、その改善に時間を要するものの認定基準に対する不適合。

認定鉄道事業者制度における
認定の効力の停止等の基準について

省令の表現に合わせて処分基準を再構成

認定の取消

- ① 業務の能力の基準に適合しなくなった場合(軽微な事案を除く)
(省令第24条の2違反)
- ② 業務実施規程に違反をした場合(重大な事案に限る)
(省令第26条違反)
- ③ 業務実施規程の変更の承認を定める規定に違反した場合
(省令第26条の3違反)
- ④ 管理者の研修を定める規定に違反した場合
(省令第26条の5違反)
- ⑤ 認定の効力の停止が3回目となったとき

認定の停止

- ① 業務の能力の基準に適合しなくなった場合(軽微な事案に限る)
(省令第24条の2違反)
- ② 認定鉄道事業者が従たる事務所について講じなければならない措置に関する規定に違反した場合(省令第26条の4違反)
- ③ 業務実施規程に違反をした場合(重大な事案を除く)
(省令第26条の4違反)
- ④ 業務実施規程の変更の届出を定める規定に違反した場合
(省令第26条の3違反)